

掲 示 板

マッセ OSAKA からのお知らせ

* 2 月 の 研 修 案 内 *

研 修 名	対 象	研 修 実 施 日	申 込 締 切 日
エクセル応用研修5・6	全職員	2月1日(木)・2月2日(金) (各1日間)	12月22日(金)

◆研修の申込方法や対象者等詳しい内容については、各市町村の研修担当へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】マッセOSAKA研修課 TEL:06-6920-4567

* 地 方 分 権 セ ミ ナ ー *

災害に強い地域づくり「防災教育と地域の連携を考える」

災害は、いつ、どのような状況で発生するかわかりません。平成7年に発生した阪神淡路大震災から10年以上の歳月をむかえましたが、その間も、新潟中越地方が強い地震に襲われ、電気や水道など生活に必要なライフラインや交通網が途絶え、多くの住民のみなさんが避難生活を余儀なくされました。

今世紀前半にも起こる可能性が高いと指摘されている東南海・南海地震の今後30年以内に発生する確率は、平成16年9月の地震調査研究推進本部の地震調査委員会の公表によると東南海地震60%、南海地震50%となっており、今の子ども達は、確実にこの災害の渦中に巻き込まれます。もし災害がおこった時には、小中学校が地域防災の拠点になることもあり、地域と連携した防災教育の推進が必要となってきます。

そこで本セミナーでは、防災教育や地域の連携のあり方について考えます。

1. 実施日時 平成19年1月19日(金)
2. 会 場 おおさか市町村職員研修研究センター(マッセOSAKA)5階 第2研修室
3. 募集人員 100名
4. 内 容 13時35分～14時45分 基調講演「地域防災力の育成」
講 師：総務省消防庁 消防研究センター所長 室崎益輝氏
14時50分～15時50分 防災ゲーム(クロスロードゲーム)紹介・体験
16時00分～17時15分 パネルディスカッション
パネリスト：有限会社コラボねっと 石井布紀子氏
慶応義塾大学商学部助教授 吉川肇子氏 他

※上記内容は変更する場合がございます。

※正式なご案内は、市町村研修担当課へ11月中旬に送付いたします。

【問い合わせ】マッセOSAKA研究課 TEL:06-6920-4565

掲 示 板

* 研修実施報告 ③ *

～法制執務研修～

地方分権制度が本格的にスタートして6年が経ち、地方自治体は、住民の多様なニーズに応え、住民の福祉の増進を図るために、住民と一緒に地域の特色を生かした行政運営を行っていかねばなりません。そのため、自ら政策を立案、決定し、それに対して自己責任を負うという状況になっています。

そうした中、自治体職員は、所属部署を問わず、法制執務に関する知識を身につけ、常に法律や条例などを意識しながら、業務を行っていかねばなりません。これまでは、住民に対して、「法律で決まっていますから…です。」とだけ説明していたことも、説明責任を求められる現在、より解り易く制度説明していく事が求められています。また、様々な住民のニーズに対応していくには、現行の条例などの廃止や改正も必要となります。

改正しないとしても、現行の条例を分析し、特に問題がないという意思決定をした上で、現行どおり運用していかねばなりません。いずれにしても、法制執務は地方自治体の運営にかかわる緊急で重要な事務の一つとなっています。

そこで、(株)ぎょうせいの竹内 勉氏を講師にお迎えし、行政に携わる職員が法令の立案・解釈・運用に必要な知識と技術を習得できるように法制執務研修を実施しました。



研修では、法の体系から始まり、法令の種類、地方公共団体が定める例規等の種類、法令等の形式と構成、法令文の表現、法令等の動き、一部改正の方法について具体的な事例を交えてわかりやすく講義いただきました。研修の最後には、復習の意味で、演習問題を実施することにより講義内容について理解をより深めることができたようでした。

平成18年度 法制執務研修 日程表

	午 前				午 後			
	9:00	9:45	10:00	11:00	12:00	13:00	15:00	17:00
6/29 (木)	オリエンテーション		1. 法制執務とは 2. 法の仕組み		昼 休 み		3. 政策形成から法令の新規制定まで 4. 一部改正の原理 5. 一部改正の類型 6. 一部改正の方式	
6/30 (金)			7. 法令の構成および表現				昼 休 み	

【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567

掲 示 板

* 研修受講者レポート ③ *

～「政策法務基本研修」に参加して～

大阪狭山市財政グループ 楓 仁孝

政策法務とは、「政策決定した事項を実現するための手段として法を捉え、必要な立法や法執行を検討する取組手法」です。国は住民ニーズの多様化に対応するために、全国一律の画一的な行政に終止符を打ち、平成12年4月に地方分権一括法を施行しました。これにより、地方公共団体には多様な住民ニーズの中から何を政策課題とするかを決定し、市民協働でまちづくりを行う地方分権体制が生まれてきました。

	社 会 背 景	行 政 の 対 応
戦 後	欧米の生活水準に追いつくため 「生活水準の向上」 「社会基盤の整備」	国を司令塔とした中央集権体制 全国一律の画一的な行政 国と地方公共団体の協働体制
高度経済 成長期	日本の生活水準は欧米を凌駕	行政に対する住民ニーズの多様化に苦慮
バブル 崩壊後	国と地方公共団体の財政赤字	多様なニーズへの対応を模索 画一的な中央集権体制の限界

地方分権体制の導入(国と地方が対等)

↓ 三位一体の改革(税源の一部移譲)

地域住民のニーズ実現のための政策
市民と地方公共団体の協働体制

平成12年4月
「地方分権一括法」施行により
地方自治法等476の法を大改正

地方分権時代における地方公共団体の役割

第1ステップ：住民の多様なニーズを把握

第2ステップ：どのニーズ実現を政策とするか取捨選択＝政策決定
(事業選択と資金の集中)

第3ステップ：自己決定・自己管理・自己責任で行政経営

住民のための政策を推進する上で、法務の発想に基づくように政策立案し、自主立法により運用していくことが求められる時代になってきました。研修中、神奈川大学法学部の諸坂佐利助教授から「政策法務の実践には、マッセ研修の政策法務基本研修・政策法務の立案演習・法制執務研修の一括受講の必要性と、政策法務により地方公共団体が制定する条例が、上位法に抵触していないかをコンサルティングして下さる機関の情報」を頂きました。地方分権時代の行政とは、「市民と行政が市という1艘の船に乗り、市民の多様なニーズから行き先(政策)を決め、協働体制で方向性を見失わないように操縦する」形態で、地方自治の本旨に基づいて、地域のための政策を自己決定・自己管理・自己責任で行政経営するものです。中央集権から地方分権への変革に伴い、地方公共団体は、政策面で改革し特徴を出していかなければ財政的に維持できなくなってしまいます。最後に、この研修を企画運営指導して頂きました諸坂先生と市町村職員研修研究センターの皆様、また受講に際して業務を援助してくれた職場の上司や同僚の皆様に感謝致します。

【問い合わせ】マッセOSAKA研修課 TEL:06-6920-4567